

6月は「外国人雇用啓発月間」です

厚生労働省は、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、「知って、守って、みんなで活躍 ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を今年の標語に、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発活動を行います。

外国人労働者の就労状況を見ると、日系人等の身分に基づく在留資格を有する方は、派遣・請負の就労形態での雇用が多く、雇用が不安定な場合や、労働・社会保険関係法令が遵守されていない事例などが見られます。

この状況を受け、現在、政府は一丸となって外国人材の受け入れ・共生のための取り組みを推進しており、外国人の雇用について、さまざまな対策を実施しています。

厚生労働省では、この月間を通して、事業主団体などの協力のもと、事業主を対象に労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて積極的な周知・啓発活動を行っていきます。

～外国人の適正な雇用のために注意すべきポイント～

外国人の適正な雇用のためには、在留カードの確認等、出入国管理関係法令等の関係法令を遵守することが必要です。また、外国人労働者との間で起こるトラブルの一因として、本国と日本の間の文化等に関するギャップ、来日前後の認識のギャップなどが挙げられます。

特に注意すべき主なポイントは次の通りです。

- ◆雇用契約期間・労働時間・業務内容・給料の仕組みや控除の理由などをあらかじめ丁寧に説明してください。
- ◆パワハラ・セクハラなどの不適正な行為が行われないようにしてください。
- ◆異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにしてください。
- ◆外国人を雇用した時の届出（事業主の方からハローワークへの届出・外国人本人から出入国在留管理庁への届出）が義務づけられています。

詳しくは、厚生労働省のホームページからご確認ください。

